

## 柿沼委員における検討会へのご意見

データ契約ガイドライン委員会・第1回会合用メモ

2017/12/07

弁護士柿沼太一

### 1 略歴等

2000年弁護士登録（第52期）

現在は STORIA 法律事務所（神戸・東京）所属。

主要業務領域は、ベンチャー法務、知財（著作権と特許権）、IT。

### 2 データ権限契約やAIに関する契約・法的論点の検討等への関わり・経験状況

#### (1) 案件を通じての関わり

私が案件・相談依頼を受けたり顧問関係がある産業分野 AI は、自動車部品製造に関する AI、非破壊検査機器用 AI、医療用画像診断 AI、分野を横断する AI プラットフォーム事業者などです、

データ保持事業者側の案件も AI モデル開発事業者側の案件も両方あるのですが、生データ、学習用データセット、学習済みモデルの帰属や利用条件についての契約交渉がやはりいつも難航します。

また、交渉当事者の AI に関する知識や知財に関する意識も様々です。

一般的な傾向としては、AI モデル開発事業者、特に AI をプラットフォームとして提供している、ある程度の規模の AI モデル開発事業者の場合は、成果物の権利帰属や利用条件について非常真剣に考えシビアに交渉を行う傾向にあるように思います。

一方で、データ保持事業者側は千差万別でして、AI モデル開発事業者と同じような権利意識を持ったところもあれば、ほとんどまだ意識していないところもあります。

#### (2) セミナーを通じての関わり

私は、2017年に入ってから「AI ビジネス法務・知財セミナー」と銘打った自主セミナーを何回か開催していますが、参加者の多さ、バックグラウンドの多様さにいつも驚かされます。セミナーにおいては事前に個別質問や相談も受けるようにしているため、多種多様な業種（製造業、コンテンツ業界、広告代理店、翻訳会社、AI 事業者等々）からの相談が寄せられます。

### 3 本検討会に対する意見等

私はこの検討会は今後の日本の AI 発展のために非常に重要だと考えているのですが、その理由は2つあります。

1つは「契約」に関する検討会である点です。

AI に関しては技術的な進歩スピードが極めて速く、個別の立法を待っている余裕がありません。むしろ開発や利用に関わる当事者が契約締結交渉を行う中で合理的なルールを形成することこそがスピード・柔軟性という面からみて望ましいと思われます。しかし「契約」、特にデータや AI のような新しい事業領域に関する契約の場合、定型化された契約書式などは存在せず、当事者もどのようなルールで契約を締結することが合理的なのか手探りであり、結果的に一方のみに有利な契約が締結されたり、あるいは条件が折り合わずに破談になったりすることもままあります。ですので、契約に関する何らかの指針を示すことは日本の AI 発展にとって極めて重要だと考えています。

もう1つは学識経験者、法曹だけでなく産業界の方々も加わって現場の課題・意見を出して頂ける点です。

AI に関する法律問題の検討・分析はもちろん重要なのですが、教室設例を元に検討してもほとんど意味はなく、「AI 開発の現場で何が実際に問題になっているか」を的確に把握して、それを前提に法的な検討を加えることが何よりも重要だと考えています。

ですので、産業界の方々からのフィードバックを頂ける本検討会の意義は非常に高いと思います。

### 4 ガイドラインのイメージ

このように私はこの検討会は今後の日本の AI 発展のために非常に重要だと考えているのですが、検討期間があまりないこともあり、早い段階で、委員会内部で成果物であるガイドラインのイメージを共有した方が良いのではないかと思います。

私の今のイメージとしては、単なる契約条項の提示ではなく、AI ビジネスにおいて様々なビジネスの進め方があることや、競争領域と協調領域を適宜組み合わせることが自社の利益を最大化することになることを示せるガイドラインになればと考えています。

たとえばデータ提供者側は、「自社が提供したデータを基に生成されたモデルが第三者に提供されることは絶対に防ぎたい」という考えのところも多いのですが、逆に「自社が提供したデータを基に生成されたモデルが第三者に提供される代わりに、当該第三者が提供したデータで追加学習したモデルの提供を受けることができる」というような仕組みで解決できる可能性があるのではないかと考えています。

非力ですが可能な限り貢献したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。